

## 長崎県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業 に係るQ A

Q 1 「病院」と「診療所」の定義は、医療法第1条の5の規定に基づくものでしょうか。

A 1 そのとおりです。

(参考)

病 院・・・医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの

診療所・・・医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの

Q 2 今回の支援は、市町等に提出する基本接種費用(2,070円/回)や時間外・休日加算とは別に交付があるということでしょうか。

A 2 そのとおりです。

Q 3 個別接種の接種回数について、高齢者ではなく医療従事者等に接種した場合も含めてよいでしょうか。

A 3 高齢者向けのワクチン接種でなくても対象となり、被接種者を問いません。

Q 4 支援について、集団接種による場合は対象外でしょうか。

A 4 個別接種のみ対象となります。

Q 5 個別接種及び接種体制確保の「4週間以上」というのは、連続する場合のみ対象でしょうか。

A 5 連続する必要はありません。

Q 6 個別接種の実績が週 100 回未満であっても、予約枠が週 100 回を超えていれば支援を受けられますか。

A 6 接種回数の実績に対する交付となりますので、予約枠は関係ありません。

Q 7 診療所において週 100 回以上、または週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行った場合、補助対象はそれぞれ要件を満たした週の 1 回目接種から回数あたりの補助がもらえるという理解でよいでしょうか。

A 7 そのとおりです。

例) 週 120 回の接種を行った場合、 $120(\text{回}) \times 2,000 \text{円}$ となります。

Q 8 個別接種促進に関し、週 100 回(150 回)以上というのは、期間中の週平均でしょうか。それとも、100 回(150 回)以上の週のみでしょうか。

A 8 期間中の週平均ではなく、週 100 回(150 回)を下回る週は、当該措置は適用されません。

Q 9 個別接種促進における週 100 回(150 回)以上の接種を行う場合の 2,000 円(3,000 円)について、この額は消費税を含みますか。

A 9 接種費用ではなく財政支援なので、消費税の対象とはなりません。

Q 10 1 週間の考え方について、月曜日から算定するのか、それとも日曜日から算定するのでしょうか。

A 10 日曜日を起算とし、日曜日から土曜日を 1 週間として算定します。

Q 1 1 接種回数に「予診のみ」は含まれますか。

A 1 1 予診のみの場合は接種を行っていないため、接種回数には含まれません。

Q 1 2 高齢者施設等への接種は、接種回数にカウントしてよいでしょうか。

A 1 2 個別接種であれば巡回接種も対象となります。

Q 1 3 病院が特別な接種体制を確保した場合で、50 回以上/日を週 1 日以上達成する週が 4 週間以上ある場合の財政支援について、「特別な接種体制の確保」とはどのような場合でしょうか。

A 1 3 「特別な接種体制の確保」については、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、いずれも接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となりますが、加算されるのはあくまで 50 人以上を接種した日に限ります。

Q 1 4 「特別な接種体制の確保」について、新たな人員を確保していませんが、医療機関内でシフトを増やすなど実質的な接種人員体制の増加をした場合は対象になりますか。

A 1 4 病院自体の増員を図っていなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。

Q 1 5 接種体制確保に係る「1 時間当たり」には、準備や後始末の時間も含まれますか。

A 1 5 ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行った者の実働時間については対象となります。

Q 1 6 接種体制確保に係る「1時間」当たりの加算について、1日の延べ時間に1時間未満の端数が生じた場合、実績報告書（様式2）にはどのように記載すればよいでしょうか。

A 1 6 1時間未満の端数が15分の場合は0.25時間、30分の場合は0.50時間、45分の場合は0.75時間など分単位から時間単位に換算して入力してください。延べ時間は、1週間分を足しあげた段階で1時間未満（分）について切り捨てで算出します。

Q 1 7 接種体制確保に係る看護師「等」の考え方について、受付業務や接種者の補助の役割を担う事務員やその他の医療従事者、駐車場の誘導員等を派遣会社から雇用した場合にも対象となりますか。

A 1 7 新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方が職種を問わず対象となります。当該病院でコロナワクチン接種を行ったために、駐車場が混雑して誘導員がいなければ支障が生じるような場合において、特別な体制を組み、コロナワクチンの接種を行うに当たって、必要な人員として配置したのであれば、コロナワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。

Q 1 8 実績報告書（様式2）は、時間外・休日接種費用の上乗せに係る市町への提出分と同じものを提出すればよいでしょうか。

A 1 8 そのとおりです。

※ただし、12月1日以降は予診票の変更があり、通常の接種費用と一体的に時間外・休日加算分を請求することとなりますので、ご注意ください。

Q 1 9 支援金は、県から市町村を通じて医療機関への補助として支払われるものでしょうか。

A 1 9 県から医療機関へ直接支払いを行います。

Q 2 0 職域接種として接種を行った分は、今回の支援の対象になりますか。

A 2 0 職域接種の接種実績について、以下の①又は②において、本事業の支援対象となり、当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せすることが可能です。

①中小企業（中小企業法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種であり、かつ、被接種者が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合。

②文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種であり、かつ、被接種者が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合。

Q 2 1 医療機関が出張して実施する職域接種については、今回の支援の対象にならないのですか。

A 2 1 支援の対象になりません。

Q 2 2 企業内診療所が職域接種を実施する場合、今回の支援の対象になりますか。

A 2 2 支援の対象になりません。

Q 2 3 委任状について、どのような場合に提出が必要ですか。

A 2 3 請求者と口座名義人が異なる場合、提出が必要です。ただし、口座名義人が請求者より上位の場合は、提出不要です。

（例）請 求 者；医療法人 A 会 B 病院 院長  
口座名義人；医療法人 A 会 理事長

Q 2 4 委任状を既申請時に提出しているのですが、その後の申請の際にも、再度委任状の提出が必要ですか。

A 2 4 お見込みのとおりです。委任状は、申請期ごとに必要となりますので、再度ご提出ください。

Q 2 5 12月以降追加接種（3回目接種）が実施される見込みですが、追加接種（3回目接種）分の実績についても、支援金の件数に計上してよいですか。

A 2 5 お見込みのとおりです。追加接種（3回目接種分）の実績についても、件数に計上してください。